

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

○北谷町商工会地区の立地

北谷町は、県都那覇市から約16km北上した沖縄本島の中部に位置し、北に嘉手納町、東に沖縄市、北中城村、南に宜野湾市と接しており、西側全面が東シナ海に面している。面積は13.91km²であるが、駐留軍提供施設(キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江、嘉手納飛行場等)が占める面積が大きく、総面積の約52%を占めている。町の東部から中央部までは丘陵を成し、海に向かって緩やかに傾斜した地形となっている。

1.地域の災害リスク

(1)風水害:北谷町地域防災計画

沖縄県には年間平均で約7個の台風が接近している。かつて沖縄地方は台風銀座と呼ばれ大きな被害と影響を受けてきた。近年では直撃する台風は少ないものの、フィリピン沖や沖縄近海で発生した熱帯低気圧が台風に発達することが多く、発生から接近までの期間も短くなりシーズン中は常日頃からの備えが必要となっている。

①台風

県内において大規模な被害を受けた3つの台風を事例に、本町においても同規模の災害を想定。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する必要がある。

<事例想定1:昭和32年 台風第14号 フェイ>

襲来年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0m/s(那覇)
最大瞬間風速	61.4m/s(那覇)
降水量	70.7mm(那覇、25～26日)
死傷者・行方不明者	193名(うち死者及び行方不明者131名)
住宅全半壊	16,091戸

<事例想定2:第2宮古島台風(昭和41年台風第18号 コラ)>

襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s(宮古島)
最大瞬間風速	85.3m/s(宮古島)
降水量	297.4mm(宮古島、3～6日)
死傷者・行方不明者	41名
住宅全半壊	7,765戸

<事例想定3:平成15年台風第14号 マエミー>

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s(宮古島)
最大瞬間風速	74.1m/s(宮古島)
降水量	470.0mm(宮古島、9～12日)
死傷者・行方不明者	94名(うち死者1名)
住宅全半壊	102棟(うち全壊19棟)

②高潮

本町西側地区は平坦な地形で、東シナ海に面している海岸地帯であることから、大雨時の冠水や台風来襲時の高潮による浸水被害が想定される。

ア. 想定台風

県では、沖縄県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧870hPa)を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。

調査は平成18年度に本島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は以下のとおりである。(「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度))

《高潮浸水想定概要》

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

イ. 本町における高潮被害の想定

(ア) 建物被害

(単位:棟)

	床上浸水	床下浸水
構造物あり	1,865	765
構造物なし	1,924	943

(イ) 人的被害

(単位:人)

	浸水域内人口想定結果
構造物あり	7,006
構造物なし	6,970

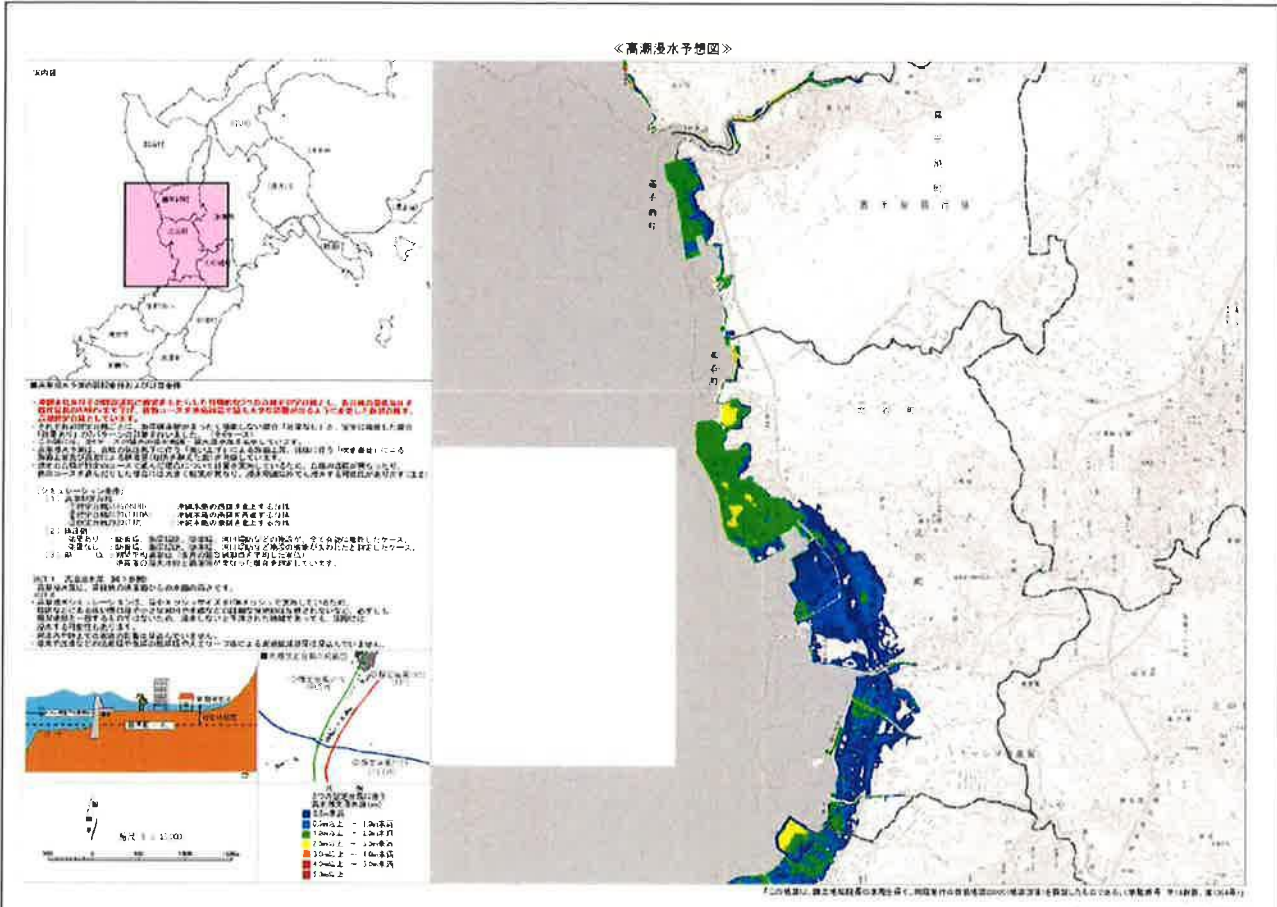
(ウ) 交通支障

	被害延長(km)	被害区間(箇所)
構造物あり	37.0	276
構造物なし	37.0	276

(エ) ライフライン支障

(単位:箇所)

	上水道	下水道	都市ガス	電力	電話
構造物あり	3	2	0	1	0
構造物なし	3	2	0	1	0



③土砂災害

本町において、がけ崩れ、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所は、土砂災害危険箇所が21箇所、土砂災害警戒区域が21箇所、土砂災害特別警戒区域が19箇所指定されている。これらの危険区域では表層崩壊が想定されている。

《町内の土砂災害危険箇所・警戒区域一覧》

土砂災害危険箇所・警戒区域	種別	箇所数
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)	18
	急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)	2
	地すべり危険箇所	1
	合計	21
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊警戒区域	20
	地すべり警戒区域	1
	合計	21
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊特別警戒区域	19
	合計	19

※Ⅰは被害想定区域内に人家が5戸以上ある箇所

※Ⅱは被害想定区域に人家が1～4戸ある箇所

(出典：沖縄県地域防災計画資料編(令和3年6月)、沖縄県水防計画別表(令和3年度))

(2) 地震及び津波

① 想定地震

政府の地震調査委員会が公表した長期評価(2022年3月25日)によれば、沖縄・与那国島周辺にて今後30年以内にマグニチュード(M)7級の地震が起きる確率は90%以上と評価している。M8～9級の南海トラフ巨大地震は30年以内に70～80%との高確率での発生が見込まれていることから、本町においても十分な備えと対策が求められる。

当町の地震被害想定では、「沖縄県地震被害想定調査」(平成25年度)に基づき本町での被害概要をまとめている。

想定地震(北谷町地域防災計画 地震・津波被害予測の想定地震一覧より抜粋)

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴(予想最大震度)	備考
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が強い(7)	平成21年度調査
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	平成23年・24年度調査
久米島北方沖地震	8.1	久米島、粟国島において震度が強い(6強)	
沖縄本島南東沖地震3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い(6強)	

(ア) 予測結果

死者数は、本島南東沖地震のケースが最も多く(250人)、次いで沖縄本島南東沖地震3連動(245人)となり、そのほとんどは津波によるものである。また、津波のない想定では、伊祖断層による地震のケースが最大(8人)である。

建物被害(全壊)についても、沖縄本島南東沖地震のケースが最も多く(1,667棟)、次いで沖縄本島南東沖地震3連動(1,591棟)となり、その多くが津波によるものである。また、津波のない想定では、伊祖断層による地震のケースが最大(580棟)である。

ライフラインについては沖縄本島南東沖地震3連動の被害が最も多く、断水人口は27,597人、停電軒数は8,499軒に上る。

想定地震による被害(北谷町地域防災計画 地震・津波被害量予測一覧より抜粋)

想定地震	死者[人] (津波)	全壊[棟] (津波)	断水 [人]	停電 [軒]
伊祖断層	8	580	17,524	4,077
沖縄本島南東沖地震	250(248)	1,667(1,472)	27,597	8,108
久米島北方沖地震	166(166)	917(804)	27,597	4,543
沖縄本島南東沖地震3連動	245(241)	1,591(1,146)	27,597	8,499

※()の欄は津波による被害数

(3) 感染症

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症は国内外で感染の猛威を振るい、2022年6月現在、世界で5億人余りが感染、うち国内では900万人余り、沖縄県内では23万人余りが感染した。北谷町内でも4千人余りが感染しており、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、人々の行動・移動制限により、地域経済・社会活動の停滞を余儀なくされた。

感染症に伴う世界的なパンデミックは、新型インフルエンザの周期的発生が主であったが、1970年頃より、以前には知られてなかった新たな感染症である「新興感染症」や、過去に流行した感染症で一時は発生数が減少したものの再び出現した感染症「再興感染症」が問題となっており、発展途上国ばかりでなく先進国においても脅威となっている。

特に、観光地である北谷町においては国内外からの交流人口が多く、感染症に対する影響を受けやすい地域である。地域住民を始め観光関連業従事者への感染被害及び拡大に繋がる事が懸念される。

2. 商工業者の状況

【北谷町の事業所数の推移】 出典:経済センサス

年度	商工業者数	小規模事業者数
平成21年	1,309	923
平成26年	1,237	856

【北谷町商工会会員の地区別及び法人・個人の割合】

令和4年3月31日現在

行政区	会員数	法人	個人	行政区	会員数	法人	個人
上勢頭	57	15	42	北玉	10	4	6
桃原	26	7	19	宇地原	13	7	6
栄口	23	8	15	北前	125	45	80
桑江	184	73	111	宮城	144	42	102
謝苺	61	20	41	砂辺	89	20	69
美浜	145	56	89	特別・定款	81	33	48
小計	496	179	317	小計	462	151	311

3. これまでの取組

(1) 北谷町の取組

- ・北谷町地域防災計画の策定
- ・北谷町防災マップの作成
- ・防災ラジオ貸与
- ・多言語避難誘導板の整備
- ・防災訓練の実施
- ・防災備蓄品等の整備

(2) 北谷町商工会の取組

- ・北谷町との防災協定の締結
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定支援の実施
- ・沖縄県共済協同組合や損保会社と連携した損害保険への加入推進

II 課題

現状では、当会において緊急時の取組については事務局内緊急連絡表の策定に留まり、商工会危機管理マニュアルなどの協力体制の重要性について具体的なマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が育成されていない。さらには、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等の職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対し独自のガイドラインの作成や、予防接種の推奨など事前の予防対策を始め、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険や共済の必要性を周知するなど、継続的な取り組みが必要である。

その他、地区内の小規模事業者は BCP(事業継続力強化計画)策定への認識がまだ十分とは言えず、災害などの緊急事態に備える必要性について周知を図る必要がある。

III 目標

上記のような現状・課題を踏まえ、管内小規模事業者の自然災害並びに感染症等に備えた防災計画や被災時の事業継続力の向上を図ることを目的に、町行政と連携し、事後のいち早い復旧を支援するために下記を目標に掲げる。

- ・町内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡、情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が実施できるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を実行できるよう、組織内における体制の整備と、関係機関との連携体制を平時から構築する。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～ 令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

平成20年に締結した「北谷町災害時応急対策支援活動に関する協定書」や、令和2年8月に策定した「新型コロナウイルス感染症拡大防止対応ガイドライン」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・相談対応時や郵送等により、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について周知する。
- ・当会広報誌や町広報誌、ホームページ・SNS 等において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成
令和5年度中に作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや、ビジネス総合保険や沖縄県共済協同組合の休業対応応援共済の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認又は見直しの実施

5) 当計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し当町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で大規模な被害があると想定される時に下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・自然災害等の発災後3時間以内に職員の安否を確認し、報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)
- ・当会事務所の保管する商工業者の重要情報(商工業者台帳、商工業者名簿、決算書、指導カルテ、補助金申請書など)の保全に努める。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、北谷町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確認し、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合は業務に従事できる職員で役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

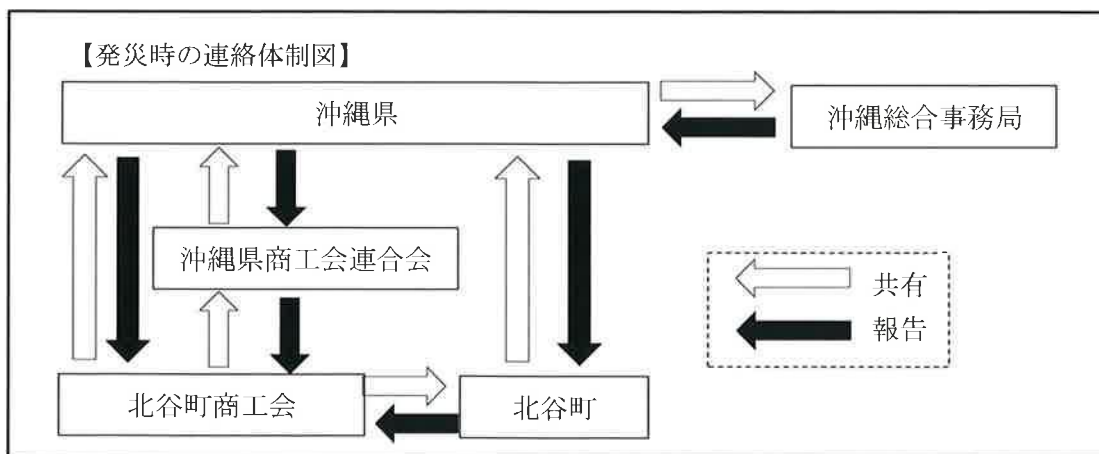
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「北谷町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・地区内小規模事業者の被害状況について詳細を確認する。
- ・相談窓口の開設方法について北谷町と相談する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・当会で設置できない場合は、近隣の商工会と連携して相談窓口を設置し支援を受ける。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、町等の施策)について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症流行の場合は商工会ホームページ、SNS、電話、FAXなどで周知を行い感染拡大防止に努める。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

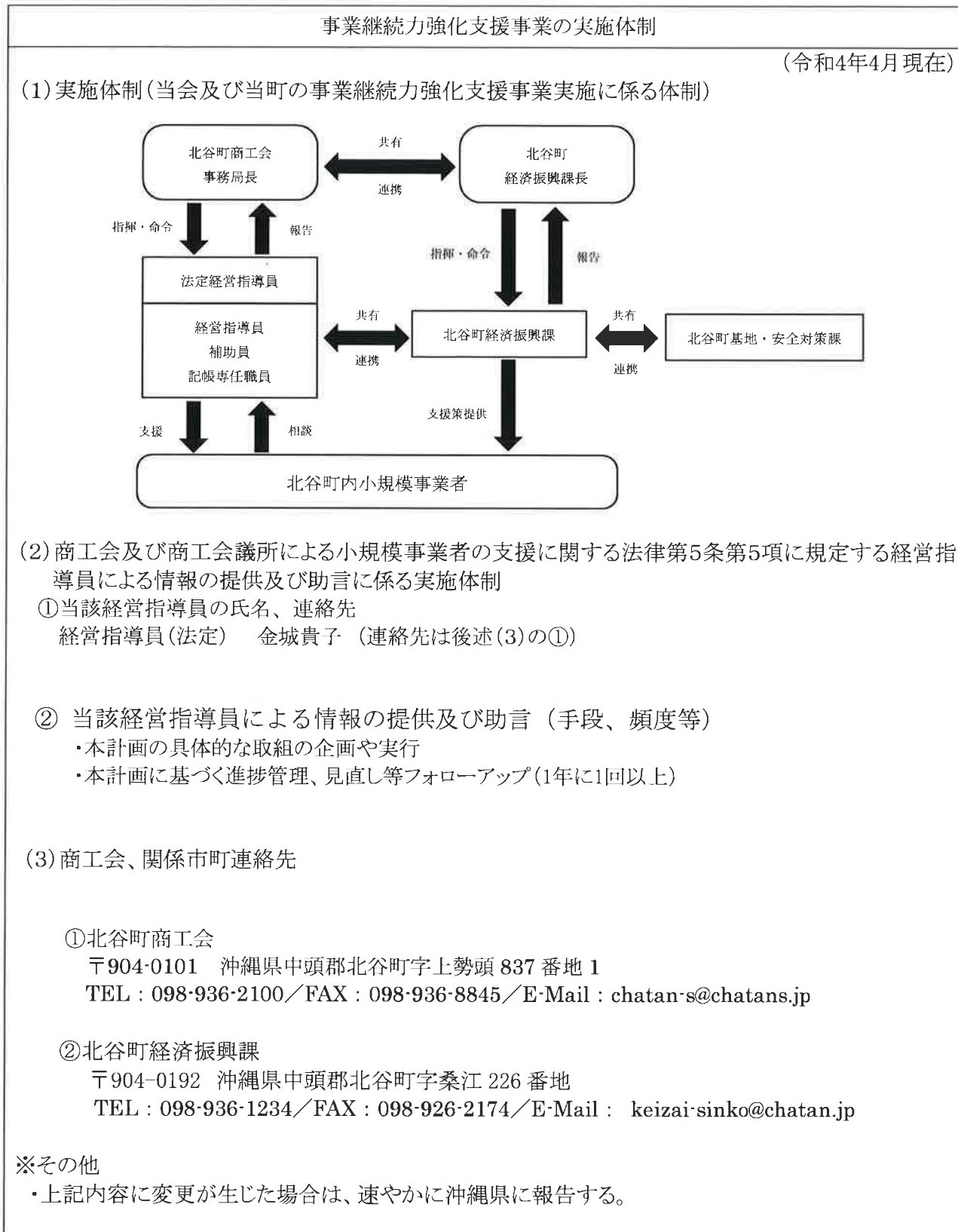
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	180	180	180	180	180
専門家派遣費	30	30	30	30	30
セミナー開催費	50	50	50	50	50
パンフ・チラシ作製費	50	50	50	50	50
防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、参加者負担金、各種補助金等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等